

第23期第25回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年5月7日(火曜日) 13:30～16:10

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第10番	藤田幸隆
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第11番	近藤美喜男
推進委員	第5番	高橋繁
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
農地係長	田中賢禪	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	主事	池田有里
臨時職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

- 農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 視察研修を終えて等について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員13人でございます。よって過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

今まであまり経験をした事のない、国を挙げての10連休というのは初めてで、10連休の間はお天気も良く農作業にも家族との行事などにも良かったと思います。その反面、疲れなどもあったと思いますが、農繁期に向けて体調管理に十分気を付けていただきながら色々な事に取り組んでいただけたらと思います。

それでは、ただいまから第25回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。農政関係は、視察研修を終えて等についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において合田 有良委員と池田 辰夫委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第5号は決議事項、第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ござ

います。

藤田会長

1 ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田16筆、畑16筆、合計面積25,667平方メートルでございます。

2 ページをお開きください。

申請は、60番の(1-1)さんから75番の(1-16)さんの16件でございます。

内訳といたしましては、期間、3年間で8件、4年11カ月が8件。利用権の種類は、すべて使用貸借で、新規設定9件、再設定7件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、60番から75番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員さん。

曾我部委員

68番(1-9)さんですが、面積2町余りということなのですが米及び野菜類が多い、野菜はどういう物なのでしょうか。

池田主事

里芋を栽培されています。

曾我部委員

はい、分かりました。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見

を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号、特定農地貸付け承認申請については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき承認申請書が提出されましたので、当会の承認を求めます。

なお、今回の提出内容としましては平成31年2月5日付けの当会にて承認をいただいた内容に新たに追加となるものです。

7ページをお開きください。

第2番、土地の表示が、宇高町一丁目、田、1筆、面積1,173平方メートル、土地所有者は、(2-1)さん、貸付主体は、(2-2)さんです。権利の種類は、使用貸借権設定で、その期間は、令和元年5月15日から令和6年3月31日となっております。

以上、申請内容については、実施主体である新居浜市自然農園を育てる会が、新居浜市が所有者から借り受けた農地について、貸付規定及び貸付協定に基づき特定農地貸付を実施するもので、面積が10アール未満であること、期間5年以内の貸付であること、借りる人が営利目的で農作物の栽培を行わないこと、また、相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであることの、各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、2番について質疑

に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第1番及び第2番の2件でございます。

9ページをお開きください。

第1番及び第2番は、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第1番は、多喜浜二丁目、畑、1筆、面積1, 160平方メートル、第2番は、多喜浜二丁目、畑、1筆、面積2, 350平方メートル、譲受人は、(3-1)さんです。

譲受人は現在、高齢者向け配食サービスを行っており、今回、配食サービスの原材料の自作化を図るため、申請地を賃借する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7

号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、1番及び2番については、地元委員であります横井直次委員から報告をいただきます。横井委員お願いします。

横井委員

この問題なのですが、このあいだ隣接した農地の方が几帳面な方で、その方には迷惑をかけないという事で話をしたのですが、今現在何をしているのか分からない状態です。草も生えているし、隣接に迷惑をかける恐れがあるので、もう少し様子を見た方がよいと思うのですが。

藤田会長

地元委員さんからも報告がありました。その中で以上、議案第3号1番及び2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、寺尾委員さん。

寺尾委員

従事者は常時来られているのですか。

藤田会長

2、3名の方がいらして、事前に説明を受けた時に技術指導については隣の市で認定農業者として活動されている方が3名おいでで、その方が組織のメンバーでその方の指導を受けながら常時2、3名の方が農業に従事すると、場所は湿田ですので私も心配をしていたのですが、色々お聞きすると、そういった所だから露地で生産するのではなくて、そこにパイプを敷いてその上に一般的なコンテナのキャリーを並べて、そこへ土を入れてそこで物を栽培すると、今までも他市でやってきているということです。耕作放棄地的な所を利用していただけるのならありがたいのですが、地元の委員さんが心配もされているとお聞きしたので、これをどうするか皆さんで審議していただけたらと思います。

ます。

はい、曾我部委員さん。

曾我部委員

今日の決定で使えるようになるから、今は決定されていない状況だから触っていない状況なのではないのでしょうか。今日、許可されれば何か動きがあるのではないかと思います。

横井委員

少し様子を見てみたいと思います。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

10ページをお開きください。

議案第4号「農地の使用貸借権設定について」と議案第5号9番「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第1番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第5号の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

11ページをお開きください。

議案第4号第1番は、大生院字喜来西ノ原、田、2筆、2筆の合計面積2,166平方メートル、13ページをお開きください。

議案第5号第9番は、大生院字喜来西ノ原、畑、2筆、2筆の合計面積1,861平方メートル、譲受人

は市内在住の（４－１）さんです。

譲受人は現在、農業委員会の許可を得ていないが20年程前より使用貸借する農地を家族で耕作しており、今回2筆の農地について正式に使用貸借の許可を得る目的で、もう2筆の農地については、農業経営規模拡大を図るため自宅から近くの農地である申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、作付けは、稲作及び季節野菜を予定しております。

議案第4号第1番及び議案第5号第9番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、議案第4号1番及び議案第5号9番については地元委員であります伊藤慎吾委員から報告をいただきます。伊藤委員お願いします。

伊藤委員

申請地は（４－１）さんの自宅の近くにあり、地域との調和要件も特に問題ないと思われます。許可しても支障はありません。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第4号1番及び議案第5号9番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の使用貸借権設定について」と議案第5号9番「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

引き続き議案第5号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第9番及び第10番の2件でございます。

13ページをお開きください。

第9番につきましては議案第4号にて説明させていただきましたので、第10番について説明させていただきます。

第10番は、大生院字岸影、畑、1筆、面積99平方メートル、譲受人は市内在住の、(5-2)さんです。譲受人は現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、保有農地に隣接する申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えておりません。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、10番については地元委員であります久枝啓一委員から報告をいただきます。久枝委員お願ひします。

久枝委員

報告いたします。(5-2)さんは今現在3反強の田、畑を耕作しております。申請地の99平方メートルは(5-2)さんの畑に隣接した土地で譲渡人が高松在住の方ですからちょっと手入れができておらず草が生えてましたけど、(5-2)さんは田んぼ、畑、特に畑を熱心に作っておられますので耕作してここを畑に利用したいという事で今回申請をいただきました。特に問題もないと考えております。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第5号10番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

14ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願ひします。

田中農地係長

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、18件であります。

15ページ目をご覧ください。

77番、田の上一丁目、畑2筆、譲受人は、(6-1)さん。内容は、自己住宅70.60平方メートル、

農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

78番、角野新田町三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-2)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

79番、政枝町二丁目、畑2筆、譲受人は、(6-3)さん。内容は、建売住宅(3戸)192.10平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

80番、北内町三丁目、田1筆、譲受人は、(6-4)さん。内容は、宅地分譲(2区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

81番、東雲町三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-5)さん。内容は、建売住宅(1戸)57.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

82番、東雲町三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-6)さん。内容は、自己住宅111.02平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページ目をご覧ください。

83番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は、(6-7)さん。内容は、自己住宅119.47平方メートル、一体利用地として、宅地56.46平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

84番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(6-8)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

85番、大生院字喜来、畑1筆、譲受人は、(6-9)さん。内容は、事務所併用住宅(1棟)129.18平方メートル、一体利用地として、宅地136.94平方メートルがあり、農地区分は、申請地から概ね300m以内にJR中萩駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

18ページ目をご覧ください。

86番、寿町、畑1筆、譲受人は、(6-10)さん。内容は、露天駐車場、一体利用地として、宅地3,250.72平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

87番、郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-11)さん。内容は、事務所併用住宅(1棟)116.83平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

88番、船木字高祖、田3筆、譲受人は、(6-12)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページ目をご覧ください。

89番、大永山字出口、畑1筆、譲受人は、(6-13)さん。内容は、自己住宅157.32平方メートル、一体利用地として、宅地105.78平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

90番、宇高町二丁目、田2筆、譲受人は、(6-14)さん。内容は、自己住宅86.52平方メートル、一体利用地として、宅地123.21平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

91番、田の上一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-15)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

20ページ目をご覧ください。

92番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は、(6-16)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

93番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は、(6-17)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

94番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は、(6-18)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

また、77番から94番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、77番から94番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、横井委員さん。

横井委員

多喜浜も太陽光発電が多く多喜浜の田を買い上げてくれた方がいるのですが、今、田を作って忙しい時に着工すると言い、境界をするので1メートルか5メートルか分かりませんが、田を作らないで欲しいと、田を作っている方からしたら準備もして忙しい時にと土地改良の方へ話がありました。多喜浜は

悪い土地が多く、我々でもしたくないような事をして太陽光を発展させていて、その縁は草だらけでどうしようもない。ここでこういった意見を発言をしたら駄目でしょうか。

藤田会長

ここで審議したりできるのは農地法に絡む事であって、特に横井委員さんが先程言われているのは周辺農地へ影響を及ぼさない、及ぼす場合については許可はできない、地元の意見書として改良区の意見を求めるのですが、例えば、先程おっしゃった境界の件などは隣同士でよく話し合いをしてもらい理解をした上で申請をして欲しい。農業委員会で受付けた時には、そういった事が全てクリアされて上がってくる、上がってきた時に許可をするかどうかを皆さんで協議していただいて決定する。転用ですから県知事の方へ送るのですが、いずれにせよ周辺の農地に対してどのような影響があるかという事については1番審議していかなければいけないし、その前に地元の改良区でもそういった事については最初に厳しく、十分に話し合いをして意見書を出していただきたい。最初にきっちりしとかなければいけないと思います。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

ありがとうございました。

21ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意

解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時30分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、先進地視察を終えて及び景観形成作物取り組み事業についてを議題といたします。

それではまず、先進地視察を終えてを議題といたします。先月10日から11日にかけて、滋賀県高島市の鵜川棚田保存会で、耕作放棄地の活用と地域活性化への取り組みについて、京都府京丹波町の「道の駅京丹波味夢の里」で設立経緯と活動状況について研修を行いました。今回の研修に参加された委員さんは18名でございます。

都合により参加できなかった委員さんもいらっしゃいますので、事務局から研修の概要について説明いたさせます。

谷口係長

4月10日は、滋賀県高島市を訪れ、鵜川棚田保存会山田会長より説明を受けました。当初、棚田で現地を見ながらの研修を予定していましたが、あいにくの雨のため、バスの中での研修となりました。

鵜川地区は、石積の棚田が琵琶湖岸から山腹まで広がり、棚田から雄大な琵琶湖が一望でき、風光明媚な風景が広がっています。現在の農地面積は約40ヘクタールですが、高齢化により棚田の約半分が耕作放棄地になったため荒廃に歯止めをかけようと棚田保存会を設立し、オーナー制度を取り入れました。1区画100平方メートル3万円で借りるこ

とができ、オーナーは田植えと稲刈りに参加できるほか、収穫米40キロと農産物直売店の1000円分の商品券の特典があります。この取り組みも今年で4年目を迎えますが、毎年30組の応募があり、地域の活性化が図られているとのこと。また、果樹の産地化を図るためにゆず、梅、等の苗木の植え付けを行い、5年後には栽培面積1ヘクタールを目指しています。

あくる4月11日は、京都府京丹波町の道の駅京丹波味夢の里を訪問しました。施設内を見学した後、駅長の沖さんから設立経緯や現状について説明を受けました。

施設は、敷地面積25,000平方メートル、建物延べ床面積3,400平方メートルで、京都縦貫道の京都市と舞鶴市の中間に位置し、上下道と一般道からも入れる道の駅として平成27年にオープンしました。建物は町の所有で、スーパーが母体となった管理会社が運営を委託されています。施設全体の年の売り上げは約15億円で、農産物の直売所の売り上げは、5億円。お客様目線に立ち、季節催事等によってあきさせない経営をしており、60パーセントから70パーセントのリピート率があるとのこと。以上です。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、研修に参加した委員の皆様は、それぞれ自分なりのご意見やご感想がおありのことと思いますので、皆さんのご意見・ご感想をお出しいただきたいと思います。それでは、ご意見、ご感想をお願いいたします。

神野委員

参加させていただいて、まず、棚田の方ですが、半分くらいの荒れた土地を利用しているという事ですが、雨で現地を見られなかったのが残念です。棚田で感じた事は、山田会長さんがすごく熱心な方

でかなりバイタリティーがあり 1 人で頑張っておられるという事で、これから先特にこの場所については大都市に近くて交通の便も良くて京都、大阪、神戸、名古屋、遠くは東京の方からもオーナーをしているという事で、内容につきましては近所の農家の方の大型機械で稲刈りとか収穫の手伝いとかをやっているような事も聞きました。特に山田会長が熱心で一生懸命されている中でかなりご苦労をされているような感じを受けます。地域に合ったという事でここについては成功したという事ですが、継続してやっていくにはこれからはどうなのかという感じもいたしました。あくる日の京丹波につきましてはかなり企業努力をされており、リピーターが多いというお話でございました。ここについても、すごく交通量の多い道の駅という事でなかなか上手くされているなと思えました。新居浜で真似をする事はできないのですが、本当に小さな事からでも何かのきっかけでやれたらなと皆で考えていけたらと思います。以上です。

岡田委員

鵜川の棚田ですけど、雨の為全部は見る事ができなかったのですが非常に残念でした。40ヘクタールから半分が耕作放棄地になって高齢化でしかも耕作放棄地の速度が速くなっていて、それを止める為にオーナー制度や果樹を植えたり色々取り組んで行っている。新居浜市の耕作放棄地の対策と比べて立地条件や環境条件が整っていると思えました。以上です。

村上委員

保存会の山田会長のリーダーシップ、行動力は素晴らしいと思えました。話を聞いている中で陰ながら大変苦勞をしているなど、例えば、農繁期の田植えの時は雨が降っていてもできるのですが、収穫時に雨が続くとオーナーが来て収穫時期まで待てな

いと、そうすると地元の間人が収穫をして大変苦勞をしているなど、それともう一つ、鳥獸被害対策やっていますと、草刈は高齢化が進んでシルバーに頼っていると言っておられました。オーナー制にしても地元の方は陰で苦勞しているなど思いました。だけど耕作放棄地に齒止めをかける行動を起こした事は大変関心しました。次の日も京丹波の道の駅、広大な敷地に当時のブランドである黒豆を目玉として農産物直売所、また、綿花とお菓子作りとの建屋を設けて、向かいにはバーベキューのイベントが行えるような施設を設けておりました。事務局の方から話があったように町おこしの為京丹波町と2社に運営を委託してお客さんを増やしたり、農業にしろ向上を目指して頑張っておられる所も立派だと感じました。以上です。

宇野委員

研修に行ってお感じた事なのですが、棚田の琵琶湖の近くで景色が良いなど思いました。耕作放棄地のオーナー制度も今は良いと思うのですが、先でどうなるのかと思いました。京丹波の道の駅では、縦貫自動車道の道の駅という事でイベントなどでお客様を呼び込む努力をしていると感じました。以上です。

田坂委員

棚田保存会ですけれども、私も光明寺で山の中なのですが環境のイメージが重なりました。オーナー制度を導入した立派なリーダーがいて色々展開された、新居浜としてもこういう流れですね、これは、参考になったし今からの取り組みとして展開しないといけないと思いました。私も山の中で同じ環境があるので、少しでもここで学んだ事、知識を取り入れて、放棄地を少しでも少なくできるかという気持ちになりました。道の駅ですけれども、あまりにもレベルが高すぎて農業委員会で展開できる内容で

はなかったと思います。市や県が展開すべきじゃないかと強く感じました。今回、色々な環境が見られたので非常に勉強になりました。

山口委員

棚田の件については皆さんもおっしゃったようにオーナー事業を実施しており、オーナー自身が参加して年間3回ほど田植え、稲刈り、収穫祭とかされているようなのですが日常の田の整備、維持管理は地元の農家さんがやっている。維持管理をどうしていくのか、人口減だとか高齢化とか、現状で拡大ができない、あと半分の放棄地が復元をやりようと思ってもやれない状況になっており寂しいなと感じました。あと、計画で果樹園もやっている、オーナー業もやっている。京丹波の道の駅特産品とか交通の便とかも良い、イベントも月に1回と多彩であると予定の来場者も大幅に上回って年間300万人、今年の10月には1,000万人記念イベントを行うというような計画があると聞きました。非常に素晴らしいと感じました。以上です。

渡邊委員

棚田の方は熱心な方が中心になってやっているのだから素晴らしいと思いましたが、やはり耕作放棄地完全解消の山はなかなか高いと感じました。私の地元の田も似たような所なので、将来的にもいろいろ参考にさせていただきたいと思いました。あと道の駅の方では、お茶を買って帰りまして大変おいしかったです。やっぱりお茶は京都です。

伊藤委員

棚田の方は、オーナー制度で100平方メートル3万円というような事で、この辺では考えられない事なんですけど、あそこも行き詰まりを感じると思ったのもオーナーが若い人でも実際に世話をしている人は皆60歳を超えている人達かと話の感じでは受けました。我々が今から考えなければいけないのは、若い人で農業で食べていくのは難しい。

我々の年代、リタイア組が10年から15年間土地を借りて直ぐにできる農業の方向を見ていったら実情に合ったような荒廃地の利用ができるかなと感じました。

池田委員

今回の研修で印象的だったのは、鶺川棚田保存会オーナー制度の導入によって見事に事業目標である耕作放棄地の荒廃に歯止めをかけた。もう一点は、費用対効果の面で一定のメリットを維持しながら活動していること、この辺は大変立派だなと思いました。ただ、我々とは環境が違いますからそれを当てはめて考えるのは無理かと思いますが、私を感じましたのは、我々も同じように事業目標として遊休農地の解消として、事業計画などにおり込んでやっているわけです。具体的な活動として景観作物の取り組みをやっているわけですが、やはり事業活動をする上で考えなければいけないのは、目標に対してどれだけの成果があったか、このことに注目していかなければならないと思います。現在、景観作物に取り組んでいるわけですが、導入する前と導入した後どれだけの成果があったのか検証をしていかなければいけないとつくづく感じました。以上です。

合田委員

鶺川の話なのですが、研修など訪問していったら必ず素晴らしいリーダーがいらっしゃる、素晴らしいリーダーの元には変わった取り組みがあると感じました。例えて言うとオーナー制度ですね、ただオーナー制度も高齢化という波が押し寄せてきていると、その為に水田から果樹のオーナー制度を設けると今そちらの方に力を注いでいる、面積としては一部分なのですが取り組みを始めている、挑戦しているという事は素晴らしいと思いました。あと、道の駅の方なのですが建物は市、運営は運営会

社にあると、運営も地域の企業を採用しており地域をよく分かっている人達が運営されていると感じました。以上です。

曾我部委員

皆さんがおっしゃったとおりでございます。鵜川では意欲を持ったリーダーシップを持った山田さんという方がおいでたということ、これは、我々が学ばなくてはいけないなと思うことです。京丹波味夢の里ですけど、市が建物を建てたということ、新居浜と比べたら農業に力を入れているとはっきり分かっています。農業団体だけではなく、行政にしっかりその辺りをやっていただくようにするのも我々の仕事ではないかと思えます。

小野（春）委員

棚田の視察に関しましては、雨天ということで非常に残念だったのですが、棚田という耕作地の環境は鵜川だろうが新居浜だろうが条件は同じで、いかに耕作放棄地を1枚の田からでも無くしていくのにおいては、新居浜の特性に合ったものを採用していくべきだと思うんですね。オーナー制度もしかり、棚田に合った中間管理機構をうまく利用できないか、市内でも見うけられた家庭菜園を案内するとか、棚田の環境というのはだいたいサル、イノシシ、新居浜においても出現してきて作物の被害が多いと、作っただけは鳥獣被害に合って1年でリタイア、こういった道をたどる可能性が大なので、これは行政の方でせつかく利用してくれる人の為にも柵の助成などを手厚くしてあげることによって一団となっていくのではないかという気にもなりました。

藤田（幸）委員

棚田の保存会ですが、昔39年僕が大阪に居る時にひな壇の方へ登って棚田とか琵琶湖を見渡してという思い出がありましたので、今回そういう場所かと期待を持って行ったのですが、残念な

がら雨の為に見られませんでした。皆様の努力で狭い細長い田畑を管理していただいて、新居浜市の農業はあまいと感じました。道の駅ですが桁が違い過ぎて、もう1つJAとか市が周桑、西条に負けないように取り組んでもらったら、また他の農業従事者が出てきて、今も若い人が出てきておりますがもっと発展していくのではないかと思います。

矢野委員

今回研修に行って棚田を期待していたのですが、雨天の為バスから降りられず心残りです。道の駅ですが、すごく規模が大きい、顧客の範囲も広い、リピート率も高い理想的な団体だと思います。新居浜ではどうだろうと皆様がおっしゃったように私も思います。そういったことも踏まえて自分に置き換えてみますと、私船木なのですが農地を持っている人の中で自分が耕作している人は少ない。荒れてしまっているかというところ、いけちゃん農園が8割くらいの農地を借りて耕作してくれており、何とか放棄地にならず防げております。大変ありがたく思っております。その時にいけちゃん農園と自分達で耕作している人達の間トラブルもありましたが、お互い時間が経つて心が知れてくるとトラブルも自然と無くなってきました。そういったことを踏まえて考えると、高齢化というのは何処もそうだと思うのですが私達の方ではお年寄りにはカラオケに行ったり、ゲートボールをしたりという方がほとんどで、そういった方達が自分の農地はあるんだけども耕作をしていない方が多いのでそういった方々が、ゲートボールをする3分の1くらいでも百姓をしてもらったらいいんじゃないかなと、そういう動機付けを社会全体でやる方法も考えたい

いのではないかという事と、私息子が2人居るのですが百姓を一切手伝ってくれません。そういうのも、私が悪いのでしょうかけど意識付けを変えていくと、理事長さんの話を聞いて若い方がいないといけないという事をつくづく思いました。今、私が住んでいる近くで2人新規就農者が居まして県の助成も受けてしている方も居るのですが、そういう方達ともだいぶコミュニケーションが取れてきたと思います。連休中に所有者さんが帰郷していて1か所農地をあっせんできそうな状況になっております。そういった事も、研修に行つて自分自身の意識が少し変わったかなと思います。以上です。

藤田（健）委員

今回、棚田のオーナー制度に興味があったので勉強できて良かったです。その結果、オーナー制度というのは都会の方が遊びに来る場所だなど、3万円を出してオーナーになるのですが、田植えの時期に日曜日手伝うのが2時間、稲刈りの時に日曜日にこれも2時間、この2回しか手伝いに来ない、その2時間も全然経験がないオーナーが来て、面倒を見るのがその土地の経験がある地主の高齢者、実際の話いつまでもつのかという感じでした。そして、場所が40ヘクタール、見事に広々とありまして家も1軒もないこの広い所で20ヘクタールを今一生懸命やっているのですが、やっているより耕作放棄をする方が多い、高齢者の人達ができるのも健康体でできるのも5、6年あるかないかだと思つるので、いつまでできるのかというのを感じました。それから、京丹波ですけどもここは我々には難しいですね。道の駅とか、あそこにも旧の道の駅が4か所あるんです。同じ町の一般道に4か所あつて、尚且つ高速道路に大き

い道の駅を作ったと、正直な話中小みみたいな道の駅では成り立たなくなっているのではと思います。以上です。

小野（義）委員

棚田なのですが、雨で上から見られなかったのですが下から見る限りはある程度区画整備されていたと思います。面積も4、5畝あると聞いていますので、わりと恵まれた田畑でも高齢化によって耕作放棄地が多くなっているという事、我々の方にしては条件が悪いとつくづく感じました。うちも息子が居るのですが、兼業で百姓をしていくかなと、どうかなと研修を終えて考えたのですがなかなか難しい状況にあるのではないかと思います。しっかり引き継いでいきたいと思えます。それと、京丹波の味夢の里なのですが、行政の方がしっかりとした取り組みをしていると思えました。6割から7割がリーダーという事でこれからもやっていけるかと、道の駅としてはすごい所だと感心しました。

藤田会長

ただいま皆さんからご意見・ご感想をお出しいただきましたが、特に棚田の高島市の鶴川地区については、非常に素晴らしいリーダーシップでされているという事は素晴らしい。新居浜市でも各地域で皆様方がリーダーですので、色々と参考にして取り組んでいただければ、今よりかは改善されて行くのではないかと思います。道の駅については素晴らしいと、それを新居浜市にというのではなくて良い所を参考にして、新居浜ではどうすればいいのか、皆様が研修をする中で色々な意見を出していただいたので少しでも取り組んでいけたらと思います。他にございませんか。

では、次に景観形成作物取り組み事業についてを議題といたします。まず、事務局から説明をい

谷口係長

たさせます。

それでは、景観形成作物取り組み事業について説明いたします。農政資料の2ページをお開きください。平成30年度の各地区の取り組みでございます。まず、船木地区ですが、高速道路新居浜インターの北側、1395平方メートルの土地で実施しています。平成30年度は、4月26日（木）に園児招待を行い、船木保育園、東田保育園の園児63人の参加がありました。その他の取り組みとして、草引き、種まき等を行いました。今年度は、4月25日（木）に園児招待を行い船木保育園、東田保育園の園児70人の参加がありました。今年度は、西側の農地にチューリップ1000球を植え付けし、園児招待の時には、球根ごと掘り返し、ポットに入れて渡しました。

次に、中萩地区の取り組みについて説明いたします。資料の4ページをお開きください。平成29年度までは、国道沿いで実施していた事業を平成30年度から大生院の博物館通り沿いに移し、平成30年度は、道の南側906平方メートルの土地で実施しました。平成30年11月のポピーの種まきから場所を道の北側786平方メートルの土地に移し、この2か所を隔年で使用する予定にしております。平成30年度は、4月27日（金）に園児招待を行い、大生院保育園、グレース幼稚園、ハートランド三恵より115人の参加がありました。その他の取り組みとして、草引き、種まき等を行いました。今年度は、4月26日（金）に園児招待を行い、大生院保育園63人、ハートランド三恵4人の参加がありました。

次に、川東地区の取り組みについて説明いたします。資料の6ページをお開きください。宇高町二

丁目の772平方メートルの土地で実施しています。平成30年度は、4月23日（月）に園児招待を行い、南沢津保育園、ミドリ保育園、めぐみ保育園から169人の参加をいただきました。その他の取組みとして、草引き、種まき等を行いました。今年度は、4月18日（木）に園児招待を行い、南沢津保育園、高津保育園、めぐみ保育園から145人の参加をいただきました。

3地区とも春は、ポピーが綺麗に咲き揃い、園児招待では園児が楽しそうに花摘みをして帰ってくれました。夏は、ミニヒマワリに挑戦しましたが、生育不良や、川東地区においては、開花はしたものの台風等により日程調整をしている間に枯れてしまい、園児招待にはいたりませんでした。

今年度、ポピーについては、3地区とも園児招待が終わりましたので、また秋に向けて、作付けをお願いしたいと思います。これから田植えも始まりますので、実際の作業としては、6月後半から7月以降になると思います。川東地区については、班長さんからミニコスモスをと提案をお聞きしております。お忙しい中ではありますが、御協力をよろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、今まで、事業に取り組んでこられた感想や意見等をご自由にお出しいただきたいと思います。また、次の園児招待に向けて、事務局ではコスモスを予定しているようですので、他に組みたい内容等あればご意見をお出しいただきたいと思います。それでは、ご意見、ご感想をお願いいたします。

藤田会長

小野（義）委員

どうぞ、小野義尚委員。

川東地区なのですが、飲食店のさくらはランチ

をしておりますので、昼食時間の前には終わらせたらと思います。

谷口係長

終わりの時間を決めてそれまでには終わるように案内の時に努めたいと思います。

藤田会長

平成14年に当時の農業委員さんが予算も全くない中で耕作放棄地を1つでも解消にと、それを広げていこうというようなことで船木でひまわりを栽培したのが始まりです。それから広がって行ってその地区その地区で転々と場所を変えながら現在に至っておるという事です。これも1つの1・1・1運動の遊休農地の解消、事業との実施に繋がっていきますので色々と取り組んでいただけたらありがたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

以上をもちまして、第25回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員